

一括職権交付に伴う資格確認書の送付について

令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証が利用できなくなるため、加入者様が医療機関等を受診する際は、原則マイナ保険証を利用して受診することとなります。

しかし、何らかの事由によりマイナ保険証を利用できない方は、資格確認書を利用して受診する必要がございます。

従来の健康保険証をお持ちの加入者様で、マイナ保険証による資格確認ができない方(以下「資格確認書交付対象者」という。)を対象に資格確認書を一括職権交付します。

資格確認書は令和 7 年 10 月 16 日を目途に事業所宛に送付いたします。
(任意継続被保険者の方はご自宅に送付いたします)

資格確認書交付対象者(マイナ保険証による資格確認ができない方)の例
① マイナンバーカードを作成されていない方
② マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
③ マイナンバーカードを返納した方
④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

【注意事項】

- 今回の送付対象者は、令和 6 年 12 月 1 日以前に加入し、健康保険証を発行している方です。
- お持ちの健康保険証は、令和 7 年 12 月 1 日まで使用できます。12 月 2 日以降健康保険証の回収は必要ありません。各自で破棄していただきますようお願いいたします。ただし、12 月 1 日までに、資格喪失・扶養抹消となった方は、今まで通り健康保険証の回収が必要となります。

【問合せ先】

大阪府建築健康保険組合
業務課 06-6942-3623